

令和7年度プロスポーツ地域連携強化事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県内20市町（以下「市町」という。）の要望に応じて、地域のイベントに愛媛F C、愛媛マンダリンパイレーツ、愛媛オレンジバイキングス及びF C今治（以下「球団」という。）の選手等をゲストとして派遣し、積極的に地域を盛り上げることで、県民のプロスポーツの認知度を向上させ、応援機運の醸成を図るほか、市町と球団の連携を強化することを目的とする。

(交付対象事業及び交付対象者等)

第2条 助成金の交付対象事業（以下「助成対象事業」という。）は、市町のイベントへ球団の選手等が参加し、講演、指導及び盛り上げイベント等の一部へ参加することで地域ぐるみでのプロスポーツ応援機運醸成につながると見込まれる事業とし、交付対象経費、交付対象者及び交付上限額は次の表のとおりとする。

交付対象経費	交付対象者	交付上限額	備考
交付対象事業の実施に必要な経費(旅費、報償費)	・愛媛F C ・愛媛マンダリンパイレーツ ・愛媛オレンジバイキングス ・F C今治	・各イベント5万円 ・対象経費の10/10	・予算の範囲内で各球団偏りが無いよう助成する。 ・選手の謝金上限額は1万円、スタッフ等謝金上限額は5千円とする。

2 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業については、交付対象としない。

- (1) 取組みそのものが営利を目的としているもの
- (2) その他プロスポーツの応援機運醸成を見込むことができないなど、愛媛県プロスポーツ地域振興協議会（以下「協議会」という。）が助成する必要性が乏しいもの。

(助成金の交付申請)

第3条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、原則としてイベント開催日の7日前までに協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

ただし、この要綱の施行前に行った助成対象事業等会長がやむを得ない事情と認める場合については、この限りではない。

(助成金の交付決定)

第4条 会長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金交付決定通知書（様式第2号）により、交付対象者に通知するものとする。

(事業の変更又は中止)

第5条 交付対象者は、やむを得ない事情によりイベントを中止し、又は変更するときは、速やかに変更（中止）届出書（様式第3号）を会長に提出しなければならない。

(実績報告及び助成金の請求)

第6条 交付対象者は、事業が完了したときは、完了後30日以内に助成金実績報告書（様式第4号）及び助成金請求書（様式第5号）を会長に提出しなければならない。

ただし、この要綱の施行前に行った助成対象事業等会長がやむを得ない事情と認める場合については、この限りでない。

(助成金の支払)

第7条 会長は、前条の助成金実績報告書及び助成金請求書を審査のうえ適当と認めたときは、助成金請求書を受理した月の翌月末までに、助成金を支払うものとする。

(助成金の返還)

第8条 会長は、助成金対象者がこの要綱に定める事項に違反して助成金の交付を受けた場合は、既に交付した助成金の返還を求めるものとする。

(助成の期間)

第9条 助成の期間は、令和7年4月23日から助成金の交付額が当該年度の予算額に達するまでの期間とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、令和7年4月23日から施行する。